

写

新市情第 67 号
令和 8 年 8 月 5 日

新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
会長 上 村 都 様

新潟市長 中原 八 一
(担当 総務部総務課)



新潟市の情報公開制度の見直しについて（諮問）

新潟市情報公開条例（昭和 61 年条例第 43 号）の規定に基づく情報公開制度に関する
下記事項について、新潟市附属機関設置条例（昭和 35 年条例第 39 号）の規定に基づき
諮問します。

記

新潟市情報公開条例の改正について

新潟市の情報公開制度の見直しについて（諮問）

I 制度見直しの背景と必要性

我が国における情報公開制度は、先進的地方公共団体が国に先駆けて個別に条例を制定し運用する形で広まり、本市においても昭和 61（1986）年に情報公開条例（以下「条例」という。）を公布、翌年 4 月 1 日に施行することとなった。

その後、平成 11（1999）年に、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）が公布され、同法は国の行政機関を直接の対象とするものの、同法の規定には従前の地方自治体中心の情報公開制度の水準を超える点があることから、地方公共団体に対しても法律の趣旨にのっとり必要な施策を策定し実施するよう努力義務規定が設けられた。

本市においては、同年及び平成 18（2006）年に、新潟市情報公開制度運営審議会（当時）の答申を受けて条例の所定の改正を行っているが、国制度との同一化を図ったものではないため、依然条例と同法の規定には差異が残存したまま今日に至っている。

一方、個人情報保護制度についても情報公開制度と同様に、地方公共団体はそれぞれ条例を制定して運用していたところ、令和 3（2021）年の個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）改正により同法を適用することに一元化され、令和 5（2023）年に施行された。

個人情報保護制度のうち、保有個人情報開示制度は、目的や対象が異なるものの、結果として行政文書の開示を行う点では情報公開制度と共通するもので、両制度には不開示情報の判断基準や手続きについて整合が求められるものである。同法の規定が情報公開法に準拠し定められていることから、現状、本市においては、情報公開制度と保有個人情報保護制度の規定に不整合が見られている。

条例には、特に個人に関する情報の保護に関し国制度と顕著な違いがあることを始めとし、法に準拠していない個所が多岐にわたるため、改正個人情報保護法施行 3 年を経過したこの機に条例改正を行うべく、諮問するものである。

II 見直しの検討事項

1 実施機関について

情報公開制度の主体となる実施機関について、条例の定義では市の機関のほかに新潟市土地開発公社を含んでいる。同公社が固有の設置法である公有地の拡大の推進に関する法律の規定に基づいて設置され、市の業務とのかかわりも密接として、他の出資法人と異なる位置付けとし、積極的な情報公開に努めることとしていた。

しかし、個人情報保護法においては、同公社は明確に民間部門に位置付けられ、同公社も民間部門の規律に従って同法を運用していること、その他の情勢の変化を踏まえ、同公社を実施機関から除くこととし、情報公開制度上は他の出資法人と同

様に取り扱う。

また、個人情報保護法においては消防長も市の機関の一つとして位置付けられているものの、条例の実施機関には含まれていなかったため、これを盛り込むこととする。

2 個人に関する情報のうち不開示とする情報について

国制度では、個人に関する情報であって特定の個人が識別できる情報のほか、特定の個人を識別することはできないものの、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示としている。

この後者の規定は、個人の人格と密接に関係する情報等は、特定個人識別性がなくとも、当該個人がその流通をコントロールすることが認められるべきとして定められているものだが、条例には含まれていない。

保有個人情報開示制度との整合性ばかりでなく、個人情報の保護のあり方が国の水準と異なっているものであるため、情報公開法及び個人情報保護法に準拠した規定を置く。

また、個人情報保護法においてそれ単体で個人情報と位置付けられる個人識別符号（指紋等の身体的特徴、マイナンバーなど特定の個人に割り当てられた符号）についても、同法に準じて不開示情報に位置付ける。

3 その他国制度への準拠について

(1) 事務事業に関する情報のうち不開示とする情報について

不開示情報に、国の安全が害されるおそれ等のある情報を追加する。

(2) 個人に関する情報の部分開示の適用について

国制度では、個人に関する情報であって特定の個人が識別できるものとして不開示とする情報であっても、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことによって個人の権利利益が害されるおそれなくなる場合、当該部分を除いた部分は開示する旨の規定が置かれている。

条例にはこの規定がないものの実務上は国制度と同様に運用しており、条文としても国制度に合わせる。

(3) 開示実施方法等の申出について

国制度では、開示決定があった後、開示を受ける者が開示の実施の方法等を申し出ることとする規定があるが、条例には規定されていない。情報公開制度と保有個人情報開示制度の手続きを整合させるため、条例に盛り込む。

(4) 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等

開示しようとする行政文書に開示請求者以外の第三者の情報が含まれていて、当該情報を開示する旨の裁決を行う場合などにおいて、当該第三者の抗告訴訟提

起の機会を確保するため、開示の実施までの猶予期間を設ける必要があるが、条例に規定されていないため追加する。